

▼農業共済と収入保険で農業経営の安全網強化へ

▼改正農災法が成立

改正農業災害補償法が成立した。農家の負担軽減などの観点から農業共済事業を見直すとともに、価格低下などを含めた収入減少を補てんする農業経営収入保険事業（収入保険）を創設。両事業による農業保険制度の確立を通じて農業経営のセーフティーネットを強化する。施行日は2018年4月1日で、農林水産省は、収入保険の詳細な制度設計にかかる政省令など改正法に基づく体制整備を急ぐ。特に農業共済と収入保険は選択加入となることから、農家の適切・確実な加入を促す仕組みの構築に万全を期すことが求められる。

▼農業保険制度を確立へ

改正法は、農業共済と収入保険を行う「農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資すること」を目的とし、法律名は「農業保険法」に改める。

収入保険は、青色申告の実施を要件とし、農業収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を限度に補てんする。補償限度額等は複数の選択肢が設定され、保険料等には国費助成が措置される。同省は今後、基準収入の算定方法や選択割合、保険料率などを正式に決定する。

▼加入受付は来秋から

収入保険の加入受付は18年秋にスタートする。農業共済団体では、18年4月に実施主体となる全国組織の設立を目指しており、国や関係団体とも連携して青色申告の普及を進める。農業共済と収入減少影響緩和対策（ナラシ）や、野菜価格安定制度など類似制度と選択加入となることから、分かりやすい制度説明に必要なタブレット端末機材などの整備を加速する。

また、農業共済は、19年産から農作物共済が任意加入制に移行。21年産までに無事戻しを廃止し、加入者が多い一筆方式も原則廃止となる。ただし、「危険段階別共済掛金率」を全組合で導入するほか、農作物共済では、従来の「一筆全損特例」に加えてほ場ごとの5割以上の被害を補償する「一筆半損特例」を新設するなど、より安い事務負担・掛金でほ場ごとの深い損害も補償できる仕組みを導入する。

▼加入促進に全力

先の国会の審議では、法改正で農業共済にも収入保険にも加入しない「無保険者」の発生を懸念する指摘が上がった。衆院農林水産委員会は、原案を一部修正し、農業保険の加入促進へ国は農業者への情報提供などに努める規定などを追加。衆参の農林水産委員会は、農家に制度を十分に説明し農業保険の加入を進めるとした附帯決議を採択した。

改正法の成立で、災害による損失の補てんに加え、価格低下なども含めた収入減少リスクに対応できる制度が導入される。持続可能な営農には、万が一の備えとして農業保険への加入が不可欠だ。農業共済団体は“備えあれば憂いなし”の農業生産体制の強化に向け、丁寧な制度説明を基本に農業共済または収入保険への加入推進に全力を挙げる。